

藤 都 第 150 号
令和 3年 3月 12日

関 係 各 位

藤枝市長 北村 正平
(都市建設部 都市政策課)

志太広域都市計画 地区計画の決定について（お知らせ）

日頃は、本市の都市計画行政に御理解御協力いただき、誠にありがとうございます。
このほど、令和3年3月16日付で「高田地区計画」を決定いたします。この決定に伴い、**高田地区計画区域内で行う建築行為に対して届出の義務（行為の30日前まで）が生じることとなります。**

つきましては、別添「高田地区整備計画」をご確認いただき、対象となる案件等ございましたら、遅滞ない届出をお願いいたします。

また、この件について周知を図りたいため、協会や組合の事務局におかれましては、所属する会員の皆様に周知いただけるよう重ねてお願いいたします。

記

1. 告示日：令和3年3月16日
2. 都市計画の概要
名称：高田地区計画
場所：藤枝市高田の一部（区域については次ページ参照）
3. 都市計画決定の詳細は、本市ホームページにて閲覧できます。また、届出に係る様式も、ダウンロードできますのでご利用ください。

都市計画の
変更について



問合せ先

藤枝市都市建設部都市政策課 計画係

住所 : 〒426-8722 藤枝市岡出山一丁目11-1

電話 : 054-643-3373

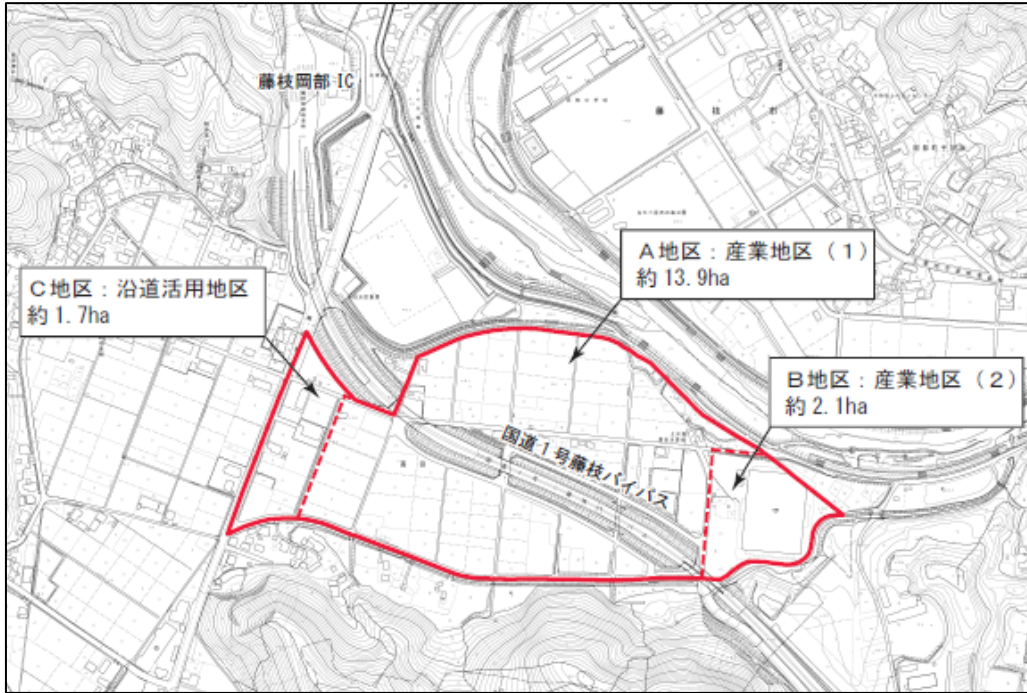
FAX : 054-643-3280

M a i l : toshiseisaku@city.fujieda.lg.jp

U R L : <http://www.city.fujieda.shizuoka.jp>

令和3年3月16日告示

1 区域



2 制限の概要

| | A・B地区 | C地区 |
|-------------------|-----------------------------|-----------------------------------|
| 建物用途 (記載以外は不可) | 倉庫業を営む倉庫 工場 上記に附属するもの | 住宅 店舗、飲食店 (500㎡以下) ※兼用住宅は除く |
| 建蔽率/容積率 | 60/200 | 50/100 |
| 最低敷地面積 | 3,000㎡ (A地区のみ) | なし |
| 壁面の制限 | 道路、隣地より2m | 道路より1m |
| 垣又はさくの構造 | 生垣 フェンス、金網等で透視可能なもの | なし |

兼用住宅とは、住宅と兼用用途が構造的にも機能的にも一体となって分離しがたいものとなります。